

**「投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則」、
「インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則」
等の一部改正について**

I 改正の目的

「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）」の改正（題名（法令名）の改正を含む）及びそれに伴う「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」、「投資信託財産の計算に関する規則」、「投資法人の計算に関する規則」等の関係内閣府令の改正を踏まえて、本会の関係諸規則、委員会決議について、所要の整備を図ることとする。

II 主な改正の内容

(1) 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則の一部改正

不動産投資信託の運用報告書の表示事項に、再エネ特措法に定める供給促進交付金の交付対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項として細則で定める事項を追加、不動産投資法人の資産運用報告の表示事項等に、投資法人の役員等賠償責任保険契約に関する事項を追加するなど、所要の改正を行う。

（第 22 条、第 26 条、第 29 条、第 34 条）

(2) 投資信託及び投資法人に係る運用報告書等に関する規則に関する細則の一部改正
上記規則の細則で定める事項として、「再エネ特措法の制度の概要」、「収益を生じる源泉となる事業等の具体的実績」、「供給促進交付金の基準価格からの算出方法」等を新設するなど、所要の改正を行う。

（第 13 条、第 14 条、第 17 条、第 18 条等）

(3) インフラ投資信託及びインフラ投資法人に関する規則、不動産投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議及びインフラ投資信託等の運用報告書等に関する委員会決議の一部改正

当該規則、委員会決議において定めている各種別表の（記載上の注意）を中心に、用語を整理するなど、所要の改正を行う。

III 実施の時期

令和 4 年 5 月 19 日から実施する。

以 上